

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し (デジタル臨時行政調査会)

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し

■ デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (R4.6.3 デジタル臨時行政調査会)

○ 代表的なアナログ規制7項目の見直し

- ① **目視**、② 定期検査・点検、③ 実地監査、④ 常駐・専任、⑤ 書面掲示、
⑥ 対面講習、⑦ 往訪閲覧・縦覧

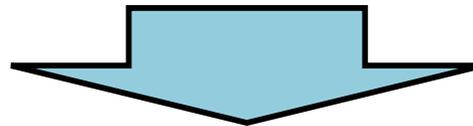
■ デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し工程表 (R4.12.21 デジタル臨時行政調査会)

○ 2022年7月から2025年6月までの3年間で「集中改革期間」と位置付け

○ **原則として、2024年6月までに見直しを実施**

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 種類	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し可否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1323	道路法施行令	国土交通省	第35条の2第1 項第1号	道路の維持又は修繕に関する 技術的基準等	目視規制	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	目視-国土 交通省1	告示、通知・通達等 の発出又は改正

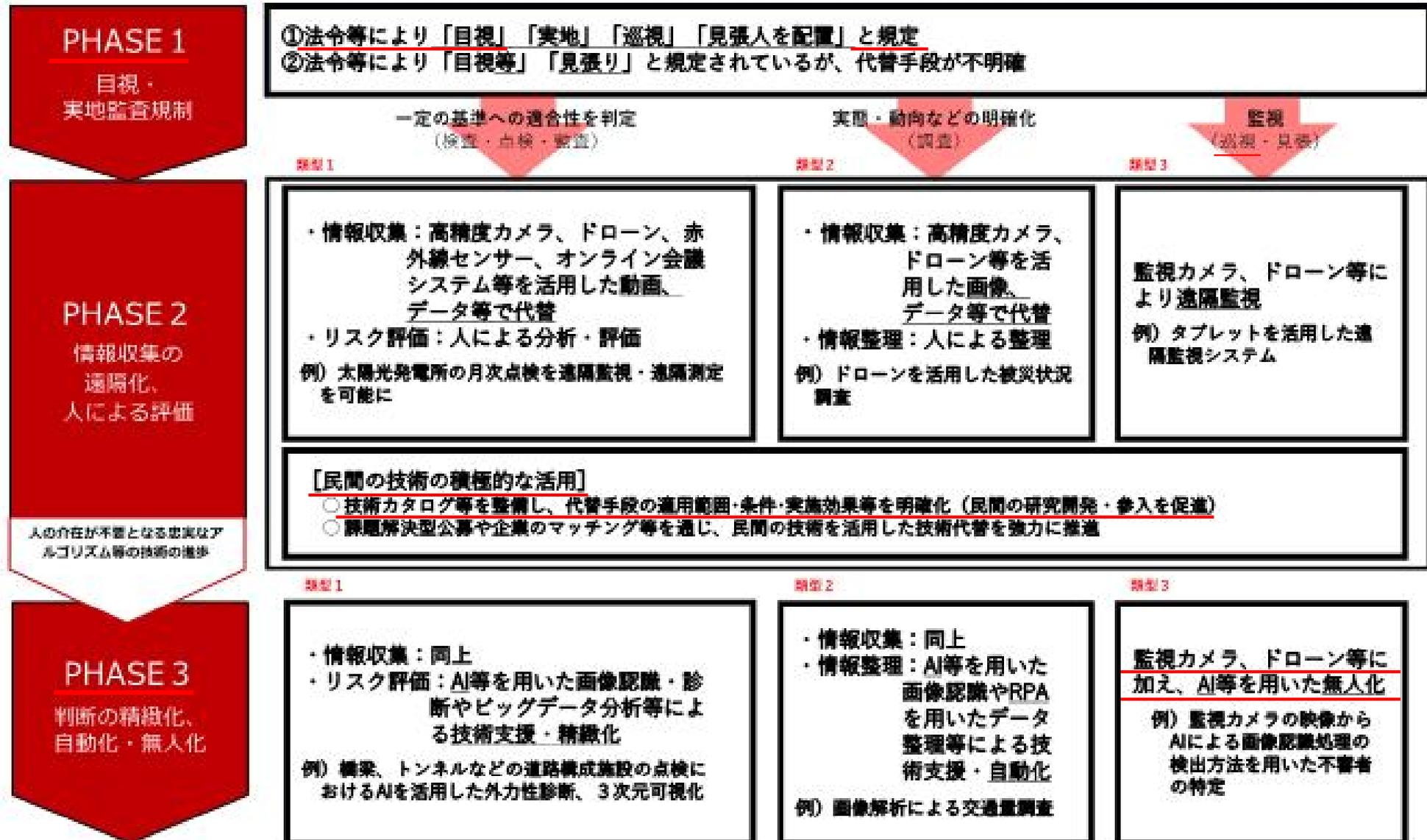


国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案)を見直し

○ 直轄国道の維持管理においては、「道路巡回」で道路パトロールカーの車内より、道路の異状、道路利用状況等を**目視で確認**することを定めている。

(参考)目視の類型化とフェーズ

目視・実地監査規制の類型化とフェーズ (詳細)



(参考)道路の維持管理に関する法令基準(1/3)

道路法

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

道路法施行令

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「道路構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
 - 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

道路の維持修繕等管理要領

※S37.8.28道路局長通達

1 基本方針

- (1) 道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、道路の維持、修繕等の管理の万全を期すること。
- (2) このため、道路の不良箇所を適確に把握し、すみやかに適切な処置を行なう等、道路の維持を強化するとともに、修繕工事及び占有工事について、工事の調査、工事期間の短縮等、工事施行の合理化を図ること。

(3)略

2 道路パトロールの実施

- (1) 交通量300台/日以上の主要な路線については、担当区間を定め、定期的にパトロールを行なうこと。
- (2) 台風、豪雨等の際及びその直後にはパトロールを強化すること。
- (3) パトロールするに当たっては、担当区間内について、次の事項を適確に行なうこと。
 - イ 路面、路側部、構造物及び附属物等の損傷又は損傷の誘因となる事象の発見
 - ロ 道路工事、占有工事及び道路法第24条に基づく工事(請願工事)等の施工状況の監視
 - ハ 道路維持作業の監督
 - ニ 道路の不法占用、不正使用の監視、特に道路隣接地における行為の道路への影響に留意すること。
 - ホ 交通の運行状況の把握
 - ヘ 道路の欠陥が交通及び沿道住民に危険を与えるものである場合の応急措置(警戒標識の設置、交通の誘導等)
 - ト 災害等不測の事故発生の際の現地出動、緊急措置及び情報の連絡
- (4) パトロール要員は、担当区域内の警察官と常時密接な連絡をとり、協力体制を強化すること。
- (5) パトロール中、緊急措置を要する事項は、電話等により土木事務所、機動作業班、道路管理員、警察署等にすみやかに通報すること。
- (6) パトロールに使用する自動車等の色彩は、黄色(昭和36年度日本塗料工業会標準色6-307)に統一し、〇〇県道路パトロール車等と明示すること。
- (7) パトロール要員は、「道路パトロール、〇〇県」等と明記した黄色の腕章をつけること。

国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案)

※H25.3.29国道・防災課長通達

※道路巡回を抜粋

第3章 直轄国道の維持管理

3.1 道路巡回

- (1) 道路巡回の内容については、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異状等に対して、適宜の措置を講ずるため、通常巡回、定期巡回、異常時巡回ごとに以下の通り定めるものとする。
 - 1) 通常巡回は、主に道路パトロールカーの車内より、道路の異状、道路利用状況等を目視で確認するため、原則として以下の頻度で実施するものとする。
 - 平均交通量50,000台/日以上:1日に1回
 - 平均交通量5,000台/日以上50,000台/日未満:2日に1回
 - 平均交通量5,000台/日未満:3日に1回
 - 2) 定期巡回は、徒歩にて道路施設の状況等を確認するため、原則として年に1回の頻度で実施するものとする。
 - 3) 異常時巡回は、豪雨、地震等の異常気象時や災害発生時において、道路施設の被災状況や通行の可否等を把握し、適切な措置を講じるため、適宜実施するものとする。
- (2) 道路の存する地域の地形の状況、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、適切な頻度を設定することができるものとする。
- (3) また、道路緊急ダイヤル(#9910)による情報収集等、道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用にも努めるものとする。

第4章 直轄高速道路の維持管理

4.1 道路巡回(通常巡回)

通常巡回は、高速道路株式会社が管理する高速自動車国道や自動車専用道路に接続しない区間を除き、原則として1日に1回以上の頻度で実施するものとする。